

○厚生労働省告示第三百五号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年九月二十日

厚生労働大臣 田村 憲久

第百三十六号を第百三十八号とし、第百三十五号を第百三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

百三十七 タルクの製剤（胸膜腔内注入用懸濁剤であつて悪性胸水の再貯留抑制に用いられるものに限る。）

第百三十四号を第百三十五号とし、第八十一号から第百三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第八十号の次に次の一号を加える。

八十一 トラスツズマブ エムタンシン及びその製剤